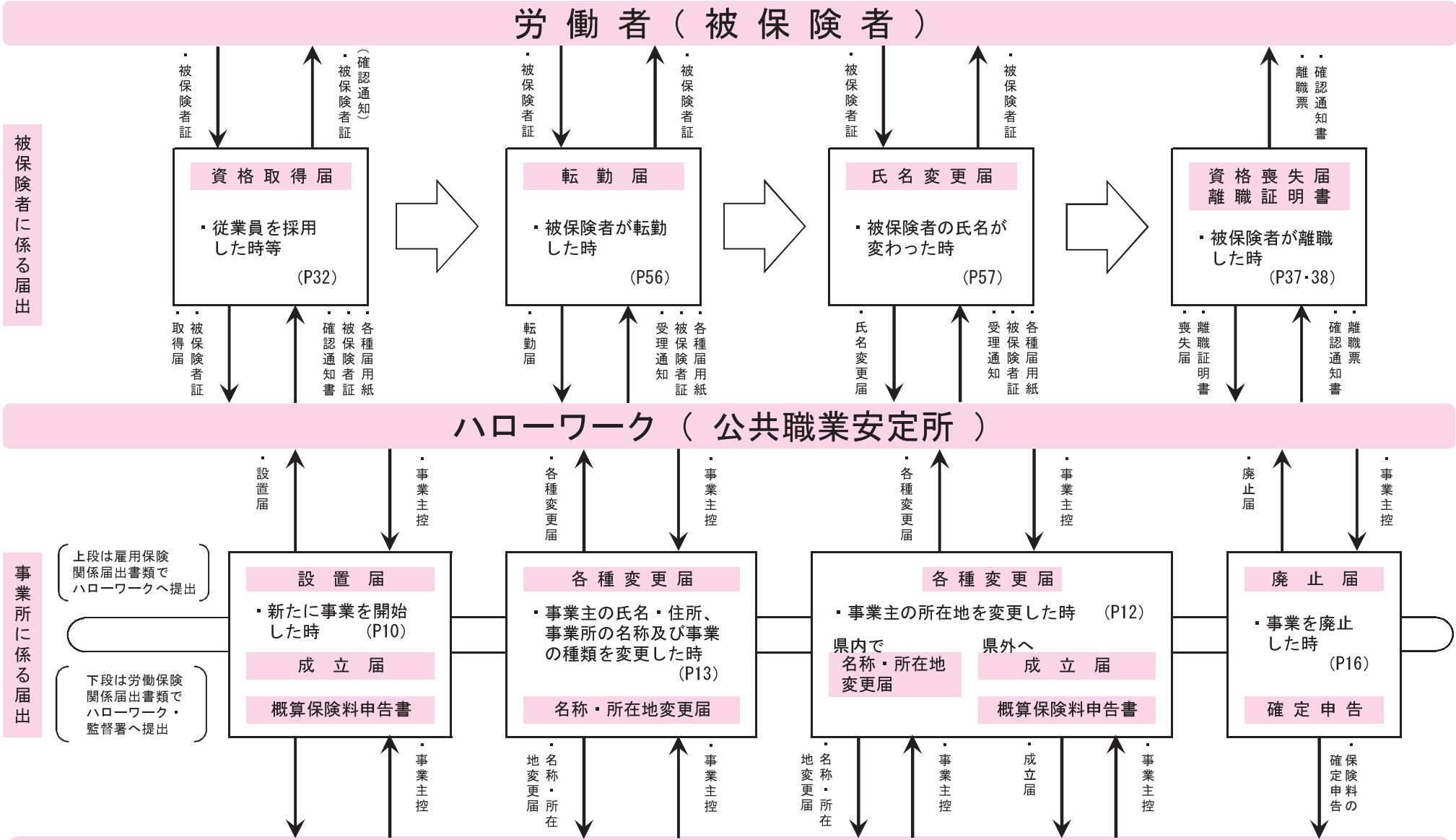


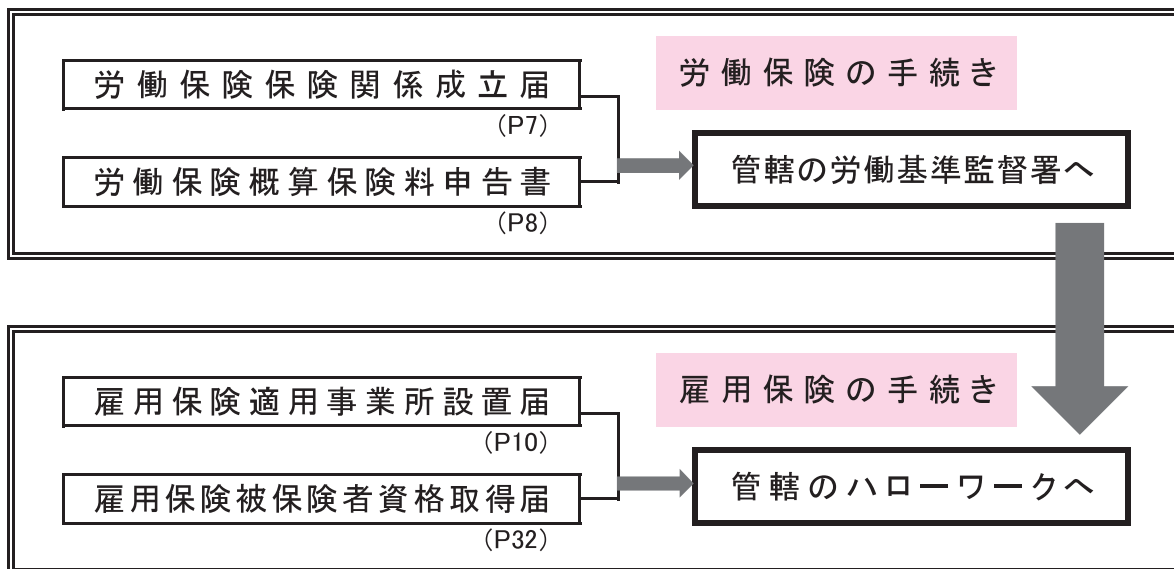
雇用保険事務手続きの流れ



建設業等二元適用事業→ハローワーク・監督署、それ以外の一元適用事業→監督署の後にハローワークへ
 (注意) 建設業等二元適用事業で労災のみ適用（雇用保険被保険者がいない）の場合は、監督署にだけ届け出てください。

手続きの流れを図で示すと

一元適用事業は … 必ず労働基準監督署から手続きし、交付された控えを持参してハローワークで手続きします。



二元適用事業は … 必ず労働基準監督署とハローワークの両方に書類を提出します。
順番はどちらが先でもかまいません。

